

# いばらきエネルギーシフト促進事業補助金

茨城県では、コロナ禍において原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減及び県内産業におけるエネルギーの転換を図るとともに、本県の温室効果ガスの排出削減に資することを目的として、事業者が県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助します。

## 補助対象事業

茨城県内の事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を設置し、原則、発電した電力を自家消費すること。

## 補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額
<b>自家消費型 太陽光発電設備</b> 【発電出力50kW未満】	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、1億2,000万円を上限とする。 ①発電出力×12万円/kW ②補助対象経費に1/2を乗じた額
<b>蓄電池</b> 【発電出力50kW未満の自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するもの】	以下のいずれか低い方の額とする。ただし、自家消費型太陽光発電設備の上限額に相当する発電出力に9万円を乗じた額を上限とする。 ①蓄電容量×9万円/kWh ②補助対象経費に1/2を乗じた額

※自家消費型太陽光発電設備とは、茨城県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備をいいます。

※蓄電池とは、自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備をいいます。

※補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な設計費・設備費・工事費とします。

※補助対象設備の設置について、茨城県中小企業資金融資制度による融資を受ける場合、利用できる利子補給金制度があります。詳細は、県ホームページをご確認ください。

## 補助対象となる事業者

### 法人、個人事業主

※法人税法第2条第5号に規定する公共法人等を除きます。

## 【お問い合わせ先】

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付支援事務局

電話：029-233-6734（平日9:00～17:00）

※申請書類等は上記事務局で受け付けます。提出方法等の詳細は、県ホームページをご確認ください。